

令和6年8月から 居住費（滞在費）の1日あたりの負担限度額が変わります

各段階の食費・居住費等の1日あたりの負担限度額は、下記のとおりです。（単位：円）

令和6年度の介護保険制度の見直しに伴い近年の光熱水費の高騰や在宅で生活する方との負担の均衡を図るため、令和6年8月1日より居住費等の負担限度額が60円引き上げられます。

利用者 負担段階	食費		居住費等			
	施設	短期 入所	ユニット 型個室	ユニット 型個室の 多床室	従来型 個室	多床室
第1段階	300	300	880	550	550 (380)	0
第2段階	390	600	880	550	550 (480)	430
第3段階①	650	1,000	1,370	1,370	1,370 (880)	430
第3段階②	1,360	1,300	1,370	1,370	1,370 (880)	430

- ・「介護老人福祉施設」と「短期入所生活介護」を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、（ ）内の金額です。

利用者負担段階	主な対象者		預貯金額 (夫婦の場合)
第1段階	・生活保護受給者		要件なし
	・世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。） 全員が市民税非課税である老齢福祉年金受給者		1,000万円以下 (2,000万円以下)
第2段階	・世帯全員が 市民税非課税	年金収入金額＋合計所得金額が80万円以下	650万円以下 (1,650万円以下)
第3段階①		年金収入金額＋合計所得金額が80万円超～120万円以下	550万円以下 (1,550万円以下)
第3段階②		年金収入金額＋合計所得金額が120万円超	500万円以下 (1,500万円以下)